

事 務 連 絡
平成19年12月7日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産柿の葉の取扱いについて

標記については、国内における自主検査による残留基準超過疑い事例に基づき、平成19年9月6日付け事務連絡により連絡した輸出業者の輸出した中国産柿の葉については、輸入者に対して自主検査の実施を指導するなどの検査強化を行っているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産柿の葉から基準値を超えるカルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（以下「カルベンダジム等」という。）を検出したことから、同事務連絡中、カルベンダジム等に係る自主検査の実施を指導する対象輸出業者を下記のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

なお、本日以降、同一の不適合事例が確認された場合は、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしていることを申し添えます。

記

CHONGOING FRIENDSHIP TEA INDUSTRY CO., LTD.
XIAMEN HERBA CARE IMPORT & EXPORT CO., LTD.

（下線部追加輸出業者）

（違反事例）

1. 品 名：茶の代用品：柿の葉（乾燥品）
2. 生 産 国：中国
3. 製造者及び輸出者：XIAMEN HERBA CARE IMPORT & EXPORT CO., LTD.
4. 検査結果：カルベンダジム等 18ppm（乾燥前換算値）（基準値：3 ppm）
5. 検 疫 所：大阪検疫所（届出受付番号：第61014364142号2欄）
6. 輸 入 者：有限会社 ウイング